

(メール施行)  
4 障第 358 号  
令和 4 年 7 月 5 日

指定就労継続支援 A 型事業所  
設置法人代表者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
障がい福祉課長  
(公印省略)

指定就労継続支援 A 型事業所の運営を改善するための取り組みについて

指定就労継続支援 A 型事業所については、「「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」の一部改正について」（令和 3 年 3 月 30 日付障障発 0330 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）が発出されており、平成 29 年度から各事業所に対して、生産活動実績確認表の提出及び経営改善が必要な場合には、経営改善計画書を作成し提出いただいております。

つきましては、生産活動実績を確認するため、以下のとおり必要書類の御提出をお願いします。

## 記

### 1 生産活動実績確認表等の提出について

- ① 直近の会計年度若しくは直近数ヶ月間の生産活動の収支について、別添の「生産活動実績確認表」（別紙様式 2-0）を作成し提出すること。
- ② 指定基準第 192 条第 2 項を満たさない場合には、別添の「経営改善計画書（別紙様式 2-1、2-2）」を作成し、改善に係る関係書類とともにあわせて提出すること。
- ③ 前年度も経営改善計画書を提出した事業所については、前年度の経営改善計画取組状況（別紙様式 2-3）をあわせて提出すること。

(留意点)

※経営改善計画書は事業所のホームページで公表すること。

※前回の報告で経営改善計画書の提出が不要であった事業所について、生産活動収入の減少等が新型コロナウイルスの影響による場合には、その旨を報告することで経営改善計画書の作成は不要とする。(参考：令和 2 年 3 月 2 日付け厚生労働省事務連絡)

指定基準第 192 条第 2 項

指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

## 2 提出方法

### ●提出物

提出物	対象事業所
提出書類について 生産活動実績確認表（別紙様式2-0）	全てのA型事業所
経営改善計画書（別紙様式2-1、2-2）、 改善に係る関係書類	指定基準第192条第2項を満たさない事業所 ※前回提出不要の事業所でコロナの影響による場合を除く。
前年度の経営改善計画取組状況（別紙様式2-3）	経営改善計画書を提出する事業所のうち、前年度も経営改善計画書を提出した事業所

（様式掲載場所）

愛媛県トップページ>健康・医療・福祉>障がい者福祉>サービス事業者  
>指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ>★お知らせ一覧  
>指定就労継続支援A型事業所の運営を改善するための取り組みについて

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/agatakaizen/agatakaizen.html>

●提出期限 令和4年8月5日（金）

●提出方法 郵送又は持参

●提出先 事業所が所在する各地方局地域福祉課（松山市が指定する事業所は松山市役所）

#### 【今治市・新居浜市・西条市・四国中央市・上島町所在の事業所】

東予地方局地域福祉課

住所：〒793-0042 西条市喜多川796-1 電話：0897-56-1300（内線241又は284）

#### 【伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町所在の事業所】

中予地方局地域福祉課

住所：〒790-8502 松山市北持田町132番地 電話：089-909-8756

#### 【宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町所在の事業所】

南予地方局地域福祉課

住所：〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 電話：0895-22-5211（内線381又は246）

#### 【松山市所在の事業所】

松山市役所（※松山市の様式で提出）

## 3 その他

（1）生産活動実績確認表や経営改善計画書等の提出書類については、法人の会計書類等と整合性がとれる内容としてください。

（2）就労支援事業（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）を行う事業所は、社会福祉法人会計基準又は就労支援事業会計基準に基づき、会計処理を行っていただくこととなっておりますので、改めてご承知ください。

（関係通知）

○就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて（平成18年10月2日付け社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）（平成25年1月15日改正）

○「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正に伴う留意事項等の説明（平成25年1月15日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

（3）生産活動実績や経営改善状況の確認に必要な書類の提出に応じない場合や記載内容に虚偽がある場合には、勧告・命令の措置を講じるほか、指定の停止または取消の行政処分を行う可能性があります。

なお、勧告等の措置を受けた事業所は、改善されるまでの間、特定求職者雇

用開発助成金の不支給要件に該当しますので、ご注意ください。

(本通知の送付元)

担当 愛媛県障がい福祉課障がい支援係

電話 089-912-2424 FAX 089-931-8187